

仕 様 書

1. 業 務 名 観光便所清掃委託業務
2. 業 務 場 所 豊橋市岩崎町字長尾69 葦毛湿原公衆便所（男性用）
以下18箇所
3. 清 掃 回 数 810回（別紙、回数表のとおり）
4. 業 務 実 施 期 間 契約日から令和9年3月31日まで
5. 業 務 内 容
 - （1）別紙に示す清掃頻度により観光便所の清掃を行う。
 - 1）便器、手洗い台、床面の清掃をする。
 - 2）回収した汚物、ゴミ等は適正な方法で処分する。ただし、上記業務遂行に必要な資機材等は経費に含むものとする。
 - （2）故障の有無等を的確に把握し、その状況を迅速に報告すること。
 - （3）支給されたトイレットペーパーを各便所に適時補給を行うこと。
6. そ の 他
 - （1）業務は市の指示に従うと共に、迅速かつ確実に行い、統括責任者を配置し円滑な業務遂行を図ること。
 - （2）工事等やむを得ない事情により清掃が実施できないときは発注者と相談のうえ、清掃場所や実施日を振り替えることにより対応するものとする。
 - （3）この仕様書に記載のない事項については必要に応じ両者協議のうえ定める。

(観光便所清掃回数表)

番号	施設名称	所在地	大便器数	小便器数	清掃頻度(予定)	清掃回数/年	備考
1	葦毛湿原公衆便所 (男性用)	岩崎町字長尾 69	1	2	4~10月は月13回 11~3月は月9回	136	
2	葦毛湿原公衆便所 (女性・多目的用)	岩崎町字長尾 69	4	0	4~10月は月13回 11~3月は月9回	136	多目的用有
3	普門寺公衆便所	雲谷町字ナベ山 69-2	2	2	4・3月は月4回 5~10・1・2月は 月3回 11月・12月は月5回	42	
4	嵩山蛇穴前便所	嵩山町字浅間下 13-2	2	1	4・5月は月3回 6~9月は月2回 10~3月は月1回	20	
5	石巻山駐車場便所	石巻町字南山 73-36、 82-41	4	1	月3回	36	多目的用有
6	嵩山休憩所便所 (正宗寺)	嵩山町字上角庵 52	2	2	4・5月は月3回 6~9月は月2回 10~3月は月1回	20	休憩所に 併設
7	賀茂しょうぶ園観光便所	賀茂町字棒ヶ池 10	5	3	5・6月は月8回 4・7~3月は月3回	46	多目的用有
8	城下海岸公衆便所	城下町字築地ノ内 5 1	3	2	4・3月は月2回 5・6月は月3回 10・7月は月4回 8・9月は月6回 11~2月は月1回	34	汲取り
9	西赤沢海岸公衆便所	西赤沢町字堀尻 15-19	1	1	//	34	汲取り
10	東赤沢海岸公衆便所	東赤沢町字浜屋敷 161-5	3	2	//	34	汲取り
11	伊古部西海岸公衆便所	伊古部町字南椎の木谷 1-8	3	2	//	34	汲取り
12	高塚海岸公衆便所	高塚町字荒谷 66-30	3	2	//	34	汲取り
13	寺沢海岸公衆便所	寺沢町字向坂ヶ谷 44-104	3	2	//	34	汲取り
14	西七根海岸公衆便所	西七根町字松前谷 2-1	3	1	//	34	汲取り
15	東七根海岸公衆便所	東七根町字クラガリ谷 18-14	3	2	//	34	汲取り
16	小島海岸公衆便所	小島町字砂田(国有地)	3	2	//	34	汲取り
17	細谷海岸公衆便所	細谷町字大定前 2-3	3	2	//	34	汲取り
18	東細谷海岸公衆便所	東細谷町字根木谷 73、 73-1	3	2	//	34	汲取り